

補助対象経費

経費項目	補助対象経費	補助対象外経費
謝礼	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部の者（講師等）への事業協力に対する謝礼（1人上限2万円） ・ 物品借用に伴うお礼（菓子折り程度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の事業者および共催団体に属する者へのお礼（品物も含む）
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施に伴い移動した際の交通費（自家用自動車を使用して移動した際の交通費の単価は、岐南町職員等の旅費に関する条例の「車賃」に準じ37円/kmの範囲とする。） ※実績報告時に走行距離のわかるものを提出すること。	
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施に必要な用紙代、事務用品の購入費等 	
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に伴う飲料代（1人150円以内） ・ 事業の実施に必要な食事代（1人500円以内） 	
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施に伴い作成されたポスターや資料などの印刷代、コピー代 	
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施に必要な郵送料、運搬費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話代
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設使用料（会議室、集会室など） ・ バス等の借上料 	
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施に必要な原材料費 	
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録等各種証明書手数料 	
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント保険やボランティア保険等の掛金 	
取材費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取材に必要な入場料や飲食費等 	

※団体の維持にかかる経常的な経費（会員に対する報償費、謝礼、旅費等）や団体の事務所を維持する経費は、補助対象外とする。

